# 平成28年 琴浦町区長会

期日 平成28年2月12日(金) 午後7時~8時30分

会場 赤碕地域コミュニティセンター2階多目的ホール

# 日 程

- 1 開会
- 2 町歌斉唱
- 3 町長あいさつ
- 4 来賓あいさつ
- 5 町及び町社会福祉協議会からのお願いとお知らせ事項
- 6 質疑応答
- 7 その他
- 8 閉会

琴浦町

# 平成28年 各部落区長一覧

(敬称略)

					(敬称略)
八橋	地区	町住上伊勢団地	橋谷 栄継	西仲町	中島 実
八橋1区代表区長	山内 茂	中尾	前田 正秀	西町	中西 鉄夫
八橋1区東	田中 博道	伊勢野	近池 憲太郎	八幡町	大黒 正人
八橋1区中	和湯 政夫	槻下大区長	山﨑 肇	地蔵町	中原 潤一郎
八橋1区西	林原隆治	槻下中村	山崎徹	大山町	坂本 繁紀
		<u> </u>	高木 信夫	牧場	草刈 久富
八橋2区	清水繁行		同小 旧大		
八橋3区	押本 昌幸	二軒屋	坂本 尚樹	西地蔵町	浦邊 純二
八橋4区	井上 康裕	斉尾団地	山本 康広	駅前通り	住 久光
八橋5区	加藤 洋一	槻下北団地	小倉 幸久	花見町	三好 秀康
八橋6区	榎原 浩一郎	槻下南団地	後藤 小百合	上赤碕	松井 勝壽
八橋7区	原田 孝徳	金屋	三嶋 秀憲	松ヶ丘	西脇 馨
岩本	藤井 信幸	下郷	地区	船望台	住吉 真由美
笠見	橋谷 昌徳	下大江	岡本 功	扇町	菊本 利勝
田越	近藤 弘	松井	川上肇	きらり町	三谷 徳彦
保大区長	桑本 賢治	杉下	山本 有紀彦	きらり住宅	厨子 敬一
保1区	島本 康弘	平和	辻本 公洋	成美	<b>地区</b>
保2区	桑本 康司	森藤	陰山 雅弘	南出上	宮本 健
保3区	高力勉	上光好	三浦幹雄	出上1区	西村 信喜
丸尾	榎田 勝充	下光好	西野 悦雄	出上2区	浅田 清成
	小倉 照美	上釛		出上4区	浅田 義彰
徳万区					次田 我೪
大成	押本政朗	釛	倉光 重富	出上5区	澤田光秋
一里松	鈴木 慎二	美好	亀本 良人	出上6区	福本 輝夫
寿団地	山内 俊明	三保	川上 強志	東山区	森 信美
コーポラスことうら	田熊 享	倉坂	松本 芳己	桜ヶ丘	澤田 明則
立石区	寺﨑 賢	上郷	地区	東桜ヶ丘	森 良治
ガーデンヒルズ	山本 明	公文	渡邉 清之	上野	西村 敦郎
大灘団地	大田 博人	山田	平野 順一	緑	玉木 輯
みどり園	尾古 俊文	大杉	手嶋 春孝	水口	今藤 郁夫
特老みどり園	坂本 文秋	福永	山本 浩	大石	高橋 啓一
とうはくハイツ	齋尾 博幸	野田	川上覚	今在家	大石 久司
	地区		主地区	分乗寺	池信 良治
逢東大区長	藤本則明	野井倉	川崎一馬	佐崎	井勝 一司
逢東1区	松本純一	中津原	岩垣 竜雄	上中村	北野隆
				-	
逢東2区	田口博文	上三本杉	小林 悦也	下中村	小谷 正
逢東3区	中原 俊策	下三本杉	馬野 彰博	太一垣	足立 康一
逢束4区	橋本 義男	別宮	徳丸 三千雄	国主	山﨑昭壽
逢束5区	米原 悟	古長	永代 達憲 山本 諭意	城山	高力 清孝
逢束6区	高松 忠夫	矢下	山本 諭意	安田	
逢東7区	天野 和治	宮場	池口 洋一	箆津	倉長 邦彦
浦安大区長	吉岡 正	八反田	横山 公人	坂ノ上	高塚 壽教
浦安1区	紙本 克美	上法万	川﨑 康晴	下市	永田 昭正
浦安2・3区	竹田 博文	下法万	西田 範行	向原	安原 高志
浦安4区	奥田 頼幸	杉地	古林 正	湯坂	金田 晃典
浦安5区	種子 渥		地区	光	真山 孝年
浦安6区	橋本 邦彦	朝日町	松本 朗彦	尾張	森長 邦夫
浦安7区	藤吉 秀治	別所	入江 信一	梅田	田中幸夫
浦安8区	河本 清志	朝日ヶ丘	林原信治		地区
	橋谷 修一	朔口グ止	谷口 正之	竹内	来家 茂秋
浦安9区					
浦安10区	松本成司	港町	和田實	赤碕金屋	河上 輝己
浦安11区	今井 敬拡	東三軒屋	山口 一郎	宮木	井上 英之
下伊勢東	山田 博義	三軒屋	斎藤 昇	大熊	高力 英才
下伊勢西大区長		塩屋町	石井 雄三	国実	川上 恭美
下伊勢西1区	大松 悟	荒神町	竹森 毅	大父	山本 哲嗣
下伊勢西2区	谷田 時男	南荒神町	大谷 廸夫	平田ヶ平	入江 美喜男
下伊勢西3区	杉本 一美	東町	田中 猛	大父木地	浪花 光夫
下伊勢西4区	藤本 憲明	仲之町	木村 宏	山川	那須 春明
上伊勢	上田 憲一	本町	入江 敏朗	山川木地	小椋 博美
	1 . H /DS	1 1 1 1 1 1 1	/ <b>ヽ -</b> '-	P-17 17   ********************************	

# 琴浦町民憲章

わたくしたちは、琴浦町の町民であることに誇りを持ち、 まち きず 住みよい町を築くため、この憲章を定めます。

しぜん かんきょう たいせつ 一**、 自然と環 境を大切にするまち** 

海や山に感謝をし、美しいまちをつくりましょう。

一、歴史と文化の薫るまち

<sup>\*\*</sup> 共に学び、磨きあい、文化の薫り高いまちをつくりましょう。

一、 元気な声がひびくまち

心身ともに健やかで、明るいまちをつくりましょう。

一、 人権が尊重されるまち

ゃさ こころ かょ ぁ きぼう み 優しい 心 が通い合う、希望に満ちたまちをつくりましょう。

ー、 未来をひらく産業のまち

# 琴浦町のシンボル



■町の花「サクラ」 琴浦町内には船上山万本桜公園をはじめ一円にサクラの名所が広がっています。その種類も豊富で、ソメイヨシノ、シダレ桜、ヤエ桜と、長い期間にわたって開花を楽しむことができます。町内随所を花見の名所として観光資源活用し、町の振興に役立てます。



■町の木「ブナ」 名勝船上山から大山滝にかけて樹林を形成するブナは 西日本最大級の樹齢を育み、落葉広葉樹として生命力も強くその景観も悠然 としています。また「山は海の恋人」と言われるよう森林を守る保水力など すばらしいものがあり自然豊かな琴浦町を象徴するにふさわしい樹木です。



■町の魚「アゴ(飛魚)」 琴浦町の夏を告げる魚として知られ、水揚げ量も多い町の代表的な魚です。加工品も特産品としても親しまれ、地産地消、土産物として利用が多く、宣伝効果も期待されます。また、海面を飛ぶ雄姿は、飛躍を目指す琴浦町のイメージに重なります。



■町の鳥「カワセミ」 澄んだ川に生息していることから「美しい川のシンボル」とされており、大山や船上山から日本海をつなぐ琴浦町内の河川に生息するカワセミは、豊かで美しい琴浦町の自然環境を表現するのに最もふさわしいことなどから町民による選定選挙において選定されました。

# 琴浦町歌「輝く未来へ」



琴浦町歌「輝く未来へ」ことうらちょうか かがや みらい

おお のでみ わ はるかに仰ぐ 大山に

輝く未来へ 伸びるまち豊な実りの 琴浦は

あふれる自然に恵まれて

大きな希望 湧いてくる

# 各課・局・室の担当業務一覧

担当課	担当業務	
1== 15K	12-17-17	
総務課	・区長配布物、部落要望、認可地縁団体など部落全般に関すること。	
	・危険な空き家に関すること。	
	・交通安全、消防、防災に関すること。	
出納室	・町予算の歳入歳出の出納に関すること。	
	・町からの支払者にかかるマイナンバーの収集に関すること。	
税務課	・町税(住民税、固定資産税、軽自動車税等)に関すること。	
	・国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料に関すること。	
	・上記の税、料の納付に関すること。	
	・地籍調査に関すること。	
企画情報課	・広報・公聴、行政放送に関すること。	
	・ケーブルテレビに関すること。	
	・中山間地の振興、地域活性化団体の育成に関すること。	
	・人口減少対策、地方創生に関すること。	
	・鳥取大学との連携に関すること。	
町民生活課	・戸籍関係届、各種証明申請・交付に関すること。	
	・個人番号カードの申請・交付に関すること。	
	・保育園に関すること。	
	・児童手当、児童扶養手当に関すること。	
	・国民年金、消費生活相談に関すること。	
	・環境(ごみ処理、公害、動物愛護等)に関すること。	
健康対策課	・母子保健・予防接種に関すること。	
	・各種検診・健康教室・健康相談に関すること。	
	・国民健康保険・後期高齢者医療に関すること。	
	・特別医療・養育医療に関すること。	
福祉課	・生活保護、民生児童委員に関すること。	
	<ul><li>・高齢者福祉に関すること。</li></ul>	
	・介護保険、介護予防に関すること。	
	・障がい児・者福祉に関すること。	
商工観光課	・移住定住促進に関すること	
Htt       -1	・路線バス(町営バス等)に関すること	
農林水産課	・農業・林業・水産業・畜産業に関すること。	
	・農地・農業用施設の維持管理に関すること。	
	・農道・林道・治山に関すること。	
	・ダムに関すること。	

建設課	・道路、河川の愛護、管理に関すること。
	・街路灯(LED)設置費用の助成に関すること。
	・木造住宅の耐震診断、改修の助成に関すること。
	・急傾斜地危険区域内の住居移転、建替えの助成に関すること。
上下水道課	・上水道施設の整備及び維持管理に関すること。
	・公共下水道、農業集落排水施設の整備及び維持管理に関すること。
農業委員会	・農地法上の所有権移転等に関すること。
事務局	・農地の貸借および諸証明に関すること。
教育総務課	・小中学校経営に関すること。
	・義務教育就学援助費に関すること。
	・町育英奨学金に関すること。
	・学校給食センター運営に関すること。
社会教育課	・生涯学習(地区公民館等)の企画推進及び施設管理に関すること。
	・芸能・文化の振興及び文化財保護に関すること。
	・体育、レクリエーションの振興及び体育施設管理に関すること。
	・読書活動の推進及び図書館運営に関すること。
人権・同和	・人権施策の推進に関すること。
教育課	・人権・同和教育の推進に関すること。
	・進学奨励金の給付に関すること。
	・人権相談に関すること。
議会事務局	<ul><li>議会に関すること。</li></ul>
	・監査に関すること。

# 平成28年 町からのお願いとお知らせ

# 【総務課】

問合せ先 電話 52-2111 (代表)

52-1700 (消防・防災係)

55-0111(分庁総合窓口係)

### 1 自主防災組織を設立しましょう

町では、自治会単位での自主防災組織づくりを積極的に推進しています。

また、自主防災活動に関する研修会等に鳥取県自主防災活動アドバイザーを派遣しますのでご活用ください。

また、地域の防災マップ等を作成し、地域防災力を向上させるための参考として、 避難行動要支援者リストを提供しますので、希望される区長さんはご相談ください。

# 2 行方不明事案について

行方不明事案が発生した場合は、早期発見に繋げるため、なるべく早い段階(明るいうちに)で八橋警察署へ相談等をお願いします。

連絡先 八橋警察署 電話 49-0110

#### 3 火災予防について

火災は、火の元から目を離したわずかな時間で発生します。火の取り扱いには十分気をつけて火災予防にご協力ください。

火災発生時には、大きな声で周囲に火災を知らせて消火活動を行ってください。 また、部落では消火栓、ホース等の定期点検と用水路への水の確保をお願いします。

#### 4 AED(自動対外式除細動器)の講習について

琴浦消防署では、救命講習の受付を随時行っています。各集落の行事で住民の 方々が集まられる時などに、ぜひ開催していただきますようお願いします。

申込先 琴浦消防署 電話 52-3346

#### 5 行政懇談会(住民説明会)の開催について

町民の皆さんの町行政や施策等に関するご意見、ご提言又は町の事業等で詳しく 説明を受けたいなど、ご要望のテーマに応じて行政懇談会(住民説明会)を開催しま す。部落や団体で開催希望がありましたらご連絡ください。

# 6 広報ことうら等区長配布物の年間配布予定

区長さん宅へ、原則として月の末日の2日前(閉庁日繰上げ)に配布します。

H28. 3月	29目(火)	7月	29日(金)	11 月	28日(月)
4月	28日(木)	8月	29日(月)	H29.12月	28日(水)
5月	27日(金)	9月	28日(水)	1月	27日(金)
6月	28日(火)	10 月	28日(金)	2月	24日(金)

※配布部数の変更が生じた場合は、総務課(52-2111)にご連絡ください。

# ※12月末の配布物は、旧区長さん宅へ配布しますのでご了承ください。

#### 7 部落要望について

部落要望書を提出する際の受付先は総務課になります。なお、要望箇所を把握できるように位置図及び写真等を添付していただきますようお願いします。

#### 8 地縁による団体の認可申請手続きについて

地縁による団体に対し法人格を付与することにより、団体の保有する不動産等の団体名義での登記等を可能にします。認可申請手続き等はご相談ください。

# 9 コミュニティ助成事業について

宝くじの販売実績などから、近年自治会からの事業申請に対して採択される件数が、減少傾向にあります。こういった状況を踏まえ、多くのコミュニティ組織に利用していただき、事業の公平化を図るため、平成29年度分の申請手続より<u>過去1</u>0年以内に一般コミュニティ助成事業(公民館備品、祭り用品、遊具などの整備等に係る助成事業)について助成を受けていないことを申請にあたっての要件とさせていただきます。

また、平成29年度分の事業申請は、9月~10月上旬に募集が行われますので、 それまでに部落内での協議、見積書・カタログ等の準備しておかれるとスムーズに 申請手続きを行うことができますのでご検討ください。

【一般コミュニティ助成事業採択状況】

	申請団体数	採択数
平成28年度	15 件	平成28年4月決定
平成27年度	17 件	2 件
平成26年度	13 件	3 件
平成25年度	13 件	5 件

#### 10 平成28年度に予定している補助制度について(詳細は別途送付)

(1) 部落自治振興費交付金

部落自治活動の振興や広報配布などの行政事務に対する交付金

※ これまで部落自治振興費補助金と区長手当補助金の2種類の補助金を 交付していましたが、28年度からは部落自治振興費交付金として部落会 計に一括して交付することになりました。交付金の算出方法については、 昨年と同様としていますので金額に大きな変更はございません。なお、交 付時期は、5月~6月を予定しています。

また、制度変更に伴い、補助金実績報告書の提出は不要といたします。

#### (2) 琴浦町自主防災組織活動補助金

町に登録された自主防災組織が行う訓練や研修会の開催費用、防災資機材の 購入に対する補助金

(3) 琴浦町集落内有線放送設備整備費補助金(28年度で終了)

集落内有線放送の修理等に対する補助金

- ※ 補助申請件数、補助金額の推移を検討した結果、両方とも減少しており、 補助制度としての役割は果たしたものと判断しましたので、当補助制度は 28年度をもって終了いたします。
- ※ 使用不能となった場合は、防災行政無線による集落内放送に切り替えてくださいますようお願いします。

#### (4) コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備や自主防災組織が行う地域の 防災活動に直接必要な設備等の整備に対する補助金

(5) コミュニティ施設バリアフリー化支援事業補助金

部落公民館のトイレの洋式化、スロープ設置などバリアフリー化するための 改修工事に対する補助金

# 【税務課】

問合せ先 電話 52-1702 (評価係、課税係)

52-1712 (徴収係)

52-1701 (地籍調査係)

# 1 固定資産税について

(1) 固定資産価格等の縦覧・閲覧をします。

固定資産価格等の縦覧・閲覧を4月1日から5月31日まで、役場本庁舎税 務課及び分庁舎総合窓口係で行います。

平成27年中に土地所有者の異動、地目変更、家屋の取り壊し、償却資産の 異動の届けをされた方は是非とも、この期間に確認しておいてください。

なお、更正されていない場合や所有者が亡くなられている場合は、速やかに 連絡下さるようお願いします。

(2) 償却資産申告書の配布のお願いについて

償却資産申告書を例年のとおり広報1月号(12月下旬)の発行に合わせて 送付しますので、配布をお願いします。

(3) 新築住宅等に対する固定資産税の減免について

町人口減対策総合施策の一環として次のとおり減免の適用をします。

- ① 新築住宅:新築軽減の残り部分(1/2相当)
- ② 中古住宅:転入者が購入した場合(全額減免)

新築、中古住宅どちらも床面積120㎡以下の部分について3年間減免します。

#### 2 税に関する届け出について

次の場合は、届け出が必要です。

- (1) 土地利用の変更、建物の取り壊し、新築、増築した場合
- (2) 原付一種・二種、ミニカー、農耕車、トラクターなどを廃車、売却、取得した場合
- (3) 国民健康保険から社会保険に又は社会保険から国民健康保険に変わった場合
  - ※(1)、(2)は変更した年内に税務課へ
    - (3) は14日以内に健康対策課保険係に届出を行ってください。

# |3| 町税等の納期及び納期限の変更について

平成28年度から町税等の納期及び納期限を次のとおり一部変更します。

(1)納期の変更

国民健康保険税(普通徴収)及び介護保険料(普通徴収)変更後 7月~翌年2月(変更前 6月~翌年1月)

(2)納期限の変更

12月25日を12月28日に変更

#### 4 確定申告会場について

次の2ヶ所の申告会場において、前期と後期に分けて申告を受けます。

- ・前期 赤碕会場 (分庁舎) H28. 2. 16(火)~H28. 2. 26(金)
- ・後期 東伯会場 (保健センター) H28.2.29(月)~H28.3.15(火)

# 5 コンビニ収納と口座振替の推奨について

町民の皆さまの利便性向上を図るため、平成27年4月1日から町の税金等を全国各地のコンビニエンスストアで24時間いつでも納付できるようになりましたので、ご利用ください。

なお、町は税金等の「口座振替」を推奨しています。

これは、一度手続すれば納期限には指定された口座から自動的に引き落としされるため、納め忘れがなく便利で安心な納付方法です。

#### 6 町税等の減免制度について

町民の皆さまの生活の安定と向上に資するための制度で、町民税、固定資産税、 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が対象になります。

なお、制度の適用を受けるには、次の要件に該当しなければなりません。

- (1) おおむね6ヶ月以上、所在不明などの場合
- (2) 主として生計を立てている人の死亡、長期の病気、失業などの理由により、 著しく生活に困っている場合
- (3) 地震や火災、風水害などにより、著しい損害を受けた場合。
  - ※ただし、町税などの滞納がある場合は、対象になりません。
  - ※減免制度のほか、一時的な徴収猶予、延滞金の減免などの制度があります。 詳しくは税務課(52-1712)にお問い合わせください。

#### 7 夜間納税相談窓口の開設について

仕事が忙しくてなかなか昼間に納税相談に行けない方の利便を図るため、夜間窓口を随時(土・日・祝日を除く)開設しています。

開設時間 17時15分から19時30分まで

場 所 本庁舎税務課(52-1712)

※ご利用の場合は事前に連絡をお願いします。

# 8 地籍調査について

調査により地籍図や地籍簿を整備・管理し、町民の皆さまの財産及び公共の財産 の保全を図ります。

- (1) 平成28年度の地籍調査について(一筆調査)
  - ア 琴浦町大字竹内 (0.11 K m²)

(竹内・赤碕金屋)

イ 琴浦町大字西宮 (0.27K m²)

(大石から分乗寺までの東側丘陵地帯)

ウ 琴浦町大字大杉 (0.83 K m²)

(大杉の東側及び南側山林地帯)

エ 琴浦町大字古長・別宮 (0.25 k m²)

(古長・別宮の加勢蛇川両岸地区)

(2) 地籍調査推進委員の選出について

関係する集落(区域)につきましては、調査を円滑に進めるために調査区域の 地理など土地事情に詳しい方を、地籍調査推進委員として選出する事にご協力く ださい。

# 【企画情報課】

問合せ先 電話 52-1708(企画調整係、情報政策係、地方創生推進室)

# 1 琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

平成27年10月に「琴浦町人口ビジョン」と「琴浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

平成28年度は総合戦略における具体的な取り組みの実質的スタートとなり、人口減少の克服やまちの活性化に向けて、評価・検証を行いながら取り組みを進めていきます。

その中で、地域や住民の皆様のご意見をいただいたり、説明会の開催や事業実施に向けたご協力をお願いすることもありますので、ご理解をお願いします。

#### 2 ケーブルテレビ伝送路について

東伯地区の光ケーブル工事が本年3月で完了します。

平成28年度から赤碕地区の伝送路を光ケーブルに張り替える工事を実施する 予定にしています。

工事期間は、平成28年度、29年度を予定しており、本年4月以降の早い時期 に工事発注を行い施工業者を決定した後、各家庭への引込、宅内工事など説明会の 準備が整いましたら住民説明会を実施する予定です。町報、ホームページ、行政放 送、区長文書などでお知らせします。

# 3 部落放送の時間について

部落放送を行う際、他の放送時間と重ならないよう、以下の時間の前後5分間 は録音を行わないようお願いします。

**時報** 午前7時、午前11時30分、午後5時

行政放送 午前6時20分、午後7時45分

地区別放送 午後 0 時 3 0 分

農協放送 午前6時40分、午後0時40分

# 【町民生活課】

問合せ先 電話 52-1703 (子育で応援室、環境衛生係、生活・年金係) 52-1704 (戸籍係)

# 1 環境に配慮したまちづくりの推進について

(1) ごみ減量化にご協力ください。

町では、限りある資源の有効活用と地球温暖化防止を図るため、ごみの排出量の抑制に取組みます。町民の皆さんも家庭で出される生ごみ等は十分に水切りをして出していただき、また、紙類、布類、ペットボトル、トレーなどはできるだけ再資源化していただくなど、ごみの減量化にご協力ください。

なお、琴浦町では平成 25 年度からごみ減量化とリサイクルの推進のために、 小型家電のボックス回収を行っています。不用な家電製品等ありましたら、**役場** 本庁、分庁、各地区公民館などに設置してある回収ボックスをご活用ください。

#### (2) 「琴浦町民一斉清掃デー」について

6月の環境月間に際し、琴浦町では「町民一斉清掃デー」を制定することにより環境についての意識啓発をおこない、町内美化と町民の一体感の醸成を図っています。

町内清掃をされる際は、できるかぎり**6月の第2日曜日**「町民一斉清掃デー」を基準日として実施していただくようお願いします。

※「町民一斉清掃デー」は必ずしも部落の一斉清掃の実施をお願いするという ものではなく、「町民に対しての環境問題への意識啓発」を図ることを目的とし て制定するものです。都合のつく範囲で構いませんので、各部落とも区長さんを 中心として、この日を基準日として清掃活動を行っていただければ幸いです。

#### (3) ごみ収集場所の管理について

収集日にはごみ収集場所の鍵をあけておいてください。スムーズな収集に支障が出るおそれがあります。

○可燃ごみ

猫やカラスに荒らされないよう、ネット等で適正管理をお願いします。

○再生資源ごみ

雨の日に紙・布類を出すときは可能な限りビニール袋等で防水対策をお願いします。水にぬれると再資源化が難しくなります。

○スプレー缶

スプレー缶は缶の日に出していただくようお願いしているところですが、まだ 不燃ごみとして出されることがあります。**爆発事故防止のためスプレー缶は必ず 穴を開けて、缶の収集日**に専用コンテナに出していただきますようお願いします。

#### (4) 再生資源ごみ回収用ネット配布体制の変更について

東伯中学校区では現在、ペットボトル、発泡スチロール・トレーの回収用ネットを毎月各厚生部長さんのお宅へ配布していますが、このネット配布体制を赤碕中学校区と統一し、平成28年4月から、ペットボトル等収集の際にごみステーションへ配布するよう変更します。

詳細は11月末にお送りした区長文書をご確認ください。

#### (5) 廃食油回収場所数の縮小について

自治公民館からの収集量の減少等により、**廃食油回収場所を平成 28 年 4 月から各地区公民館、役場本庁、分庁へ集約**します。

4月以降は自治公民館からの収集は行いませんので、公民館に設置してある廃食油回収容器の撤去を希望される自治会は、3月1日(火)までに町民生活課(52-1703)へご連絡ください。ご連絡のあった自治会については、3月の廃食油回収の際に容器を撤去させていただきます。

詳細は、11月末にお送りした区長文書をご確認ください。

#### (6) 部落の一斉清掃に伴う土砂及び草の搬入について

町内美化清掃等により発生した土砂及び草の処理は原則として各自治会でお願いしますが、どうしても処理できない場合、5月から10月末までの原則第2・4日曜日(午前8時00分から午前11時00分まで)に限り、赤碕金屋河川敷【町が土地所有者から借用】に搬入可能としています。(今年はお盆と重なるため8月は日程をずらします。)

実施日の1週間前までに申込書を提出(分庁も可)してください。実施日の2 日前頃に許可証をお渡しします(住所地により本庁、又は分庁)。実施当日の搬 入前には、許可証記載の携帯電話に連絡し搬入してください。

※搬入量の多い5月の第3日曜日(5/15)、9月の第1日曜日(9/4)も 搬入日として追加します。

巫成り	8 年度	赤碕金屋搬入	計画書】
$\Gamma \rightarrow \Gamma V$ . $Z$ .	0 + 1 + 1 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2 + 1 + 2 + 2		

5月	8日(日)、15日(日)、22日(日)
6月	12日(日)、26日(日)
7月	10日(日)、24日(日)
8月	21日(日)、28日(日)
9月	4日(日)、11日(日)、25日(日)
10月	9日(日)、23日(日)

#### (7) 資源ごみ回収小屋の補助について (詳細は別途送付)

町内のごみの分別を徹底するため、各部落で資源ごみ等の回収小屋を設置される際に、設置費用の2分の1、上限10万円の補助を行います。対象となるのは小屋の新設、既存の小屋の修理、中古の小屋の費用などで、小屋を設置する土地の料金は対象となりません。

自治会のごみステーションの新築や改築をお考えの際は、町民生活課(52-1703) までお問い合わせください。

#### (8) 資源ごみ回収報奨金の金額変更について

事前登録されている各自治会や子供会などで回収した再生資源ごみに対して、 資源ごみ回収報奨金として現在は、紙・金属1kg当り6円、ビン1本当り6円 を団体に交付しています。

この報奨金制度は資源ごみの回収量を増やし、循環型社会形成を推進することを目的としているため、今後資源の循環体制が整うにつれて、徐々に規模を縮小していく方針です。

近年、町内各資源ごみ回収団体のご協力により資源ごみの循環体制の形成が進んでいるところですが、平成28年4月以降は、各資源単価<u>6円</u>のところを<u>5円</u>に変更させていただきますのでご理解いただきますようお願いします。

# 2 火葬場の予約について

町営斎場の利用を次のとおり行っていますので周知方お願いいたします。 火入れから収骨までの時間は約1時間30分です。

火葬場の予約先(本庁舎のみで受付をいたします。)

町民生活課 1252-2111、52-1704

- ・ 火葬の日時、時刻
- ・火入れ時刻(10分前までにご来場ください。)8:40 9:50 12:00 14:30 15:30
- 休場日1月1日

※冬期間 (12月~2月頃) は、急な積雪がある場合がありますので、**できる限り第2火入れ時刻以降の予約**をお願いします。

# 3 火葬(埋葬)許可申請の留意事項について

- ・許可申請先(本庁舎・分庁舎とも受付をいたします。)
- ・死亡届の届け人欄は、必ず同居の家族等の署名・印鑑をお願いします。

部落の方が代理で申請される場合が多いと思いますが、親族の方と相談の上、あらかじめ次のことについて確認していただくと、スムーズに手続きを行う事ができますので、よろしくお願いします。

- ①出棺日時(火入れより30分前とする。)
- ②告別式の日時、場所
- ③喪主
- ④霊柩車の予約
- ・葬儀社等へ連絡し種類を決める(宮型、マイクロバス等)
- ⑤祭壇借用の有無
- ⑥弔電・生花の要・不要
- ⑦新聞・町報のおくやみ欄・日本海新聞のホームページの掲載の可否
- ⑧新聞社への届出人の連絡先の報告の可否
- ⑨世帯の主な仕事の状況

#### <持参して頂くもの>

開庁時(平日8時30分~17時15分)

- ・火葬料 8,000円(町外(中部圏域)の方は12,000円)
- ・届出人(死亡者の同居の家族等)の印鑑
- ・死亡届 (死亡診断書、届出人の記入のあるもの) 提出の前にコピーして下さい。 夜間、祝日、休日は、宿直の窓口で手続きしてください。
- ※ 国民年金・葬祭費等の手続き及び、国民健康保険証(加入者の方)、後期高齢者医療被保険者証(対象者のみ)、国保高齢受給者証、介護保険被保険者証(対象者のみ)の返納は後日ご来庁ください。(ご親族がなくなられたときに必要な手続きの記載の用紙をお渡しします。)

#### 4 消費生活巡回相談の実施について

毎月2回、中部消費生活センター相談員による定期巡回相談を開設しています。

巡回相談日 と き:第2、第4木曜日 8:30~17:00

ところ: 役場本庁舎 相談室

#### 5 消費生活出前講座の実施について

中部消費生活センター相談員による出前講座を行います。内容は悪質商法への備え、消費者トラブルの事例と解約方法など、相談に応じます。希望される団体はご利用ください。

対 象 高齢者クラブなど、町内の団体

時 間 午前9時から午後4時頃まで

申し込み期限 2ヶ月前まで

申し込み先 役場 町民生活課 電話 52-1703

#### 6 住民票等交付の際の窓口での本人確認

住民票等各種証明書を交付する際には、本人確認のための書類が必要です。

これまでの免許証等のほか、個人番号カード(顔写真付き)でも本人確認が可能となります。

# 7 本人通知制度について

住民票等の不正取得を防止するため、本町では、事前登録された方に対し、第三 者等への交付の事実をお知らせしてきました。

今年1月から制度を改正し、事前登録していなくても、委任状で証明書(住民票の写し、戸籍)を取得された場合は、本人へ取得されたことを通知することとなりました。

# 8 個人番号カード(プラスチック製:ICチップ付き)について

11月以降に送付されたマイナンバーに関する封筒の中に、申請書等が入っていますので、希望の方は写真を添えて直接申請してください。写真は、本庁の窓口でも撮影することができます。 (無料:3月末まで)また、QRコードを使ってスマホ、パソコンでも申請できます。

個人番号カードの受け取りについては、町民生活課の窓口で行います。(通知カードと交換になります。)

現時点では、手数料については無料です。再交付には千円(公的認証含む)必要です。有効期間は10年間です。

今後、多方面で個人番号カードの利用が検討されていますので、多くの方が取得 されることをお薦めします。

#### 個人番号カードに関する窓口時間の延長・追加

 $1月\sim3月$  第2·4水曜日  $17:15\sim19:00$ 

第4日曜日 8:30~17:00

#### 個人番号カードに関する問合せ先

町民生活課:電話52-1704・49-5115

※マイナンバーは一生使うものです。個人番号カード(プラスチック製)または通 知カード(紙製)は、無くさないよう大切に保管ください。

# 9 住民票等のコンビニ交付について

琴浦町では、平成28年4月から個人番号カードを使用して、住民票・戸籍謄本・戸籍の附票・印鑑証明書・所得証明等がコンビニで取得できるコンビニ交付を予定しています。コンビニ交付を利用するためには、個人番号カードが必要です。個人番号カードの公的認証期間は5年です。5年後の更新時から200円が必要です。

# 【健康対策課】

問合せ先 電話 52-1705 (健康推進係) 52-1707 (保険係)

# 1 各種検診の実施について

生活習慣病予防・がんの早期発見を目的に各種検診を実施します。

平成28年度より検診の申し込み取りまとめは行わず、対象者全員への受診券、 検診票の配布について、区長さんを通じて健康づくり推進員にお願いする予定にしています。

① 4月末:集団セット検診 ②8月末:結核・肺がん検診

# 2 予防接種助成券の配布について

区長さんを通じて健康づくり推進員に、予防接種助成券の配付をお願いする予定 にしています。

① 4月末:高齢者肺炎球菌予防接種助成券 (対象者:65歳、70歳、歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)

② 9月末:季節性インフルエンザ予防接種助成券(対象者:65歳以上)

#### 3 「健康づくり」優良部落奨励について

27年度分については、2月の検診終了後、受診率を集計し健康づくり推進員を 通して上位10部落に交付する予定です。

# 4 公共機関での受動喫煙防止の協力について

健康増進法第 25 条により、不特定多数の者が利用する施設の管理者に受動喫煙 防止対策の努力義務が規定されており、部落公民館もこれに含まれます。

昨年、部落公民館の受動喫煙防止対策に関するアンケート調査を行った結果、93部落の回答があり(回収率:59.6%)、そのうち34部落では既に部落公民館の全面禁煙に取組み済みでした。

また、これをきっかけに禁煙の取り組みを検討された部落や、鳥取県が認定する「健康づくり応援施設(禁煙)」の認定申請をされた部落もありました。

現在、受動喫煙防止対策の取組みをされていない部落につきましては、今後是非 取組みについて検討していただきますようよろしくお願いします。

また、禁煙・受動喫煙防止啓発チラシを「世界禁煙デー」に合わせ、5月末の区 長文書時に各部落に配布する予定にしていますので、公民館等に掲示していただく ようご協力お願いします。

# 5 健康教室未実施部落での教室開催について

がんをはじめとする生活習慣病予防等、健康づくりを目的に部落の要望に応じて 健康教室を実施しています。

平成28年度は特に過去5年間(平成23~27年度)健康教室を開催されていない部落での取り組みをお願いします。該当部落については、3月の健康づくり推進員会の際にお知らせします。是非開催について検討していただきますようよろしくお願いします。

# 【福祉課】

問合せ先 電話 52-1706(高齢福祉係、障がい福祉係)

52-1715 (生活支援係、福祉事務所)

52-1525 (地域包括支援センター)

#### 1 町福祉事務所業務について

日常生活での経済的不安や困りごと、また福祉サービス利用について住民の方から相談がある場合は、お近くの民生委員さん、または下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】生活支援係(福祉事務所)電話:52-1715

# 2 民生児童委員候補者の推薦について

民生児童委員は3年毎に一斉改選が行なわれ、平成28年12月1日が改選予定です。退任される民生児童委員さんがある場合は、地域で民生児童委員候補者の推薦をお願いいたします。

【連絡先】生活支援係 電話:52-1715

#### 3 生活困窮者自立相談支援事業

働きたくても働けない、生活に困っているなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が平成27年4月から設置されました。一人ひとりの状況に合わせた支援計画を作成し、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた支援を行います。

【連絡先】生活支援係 電話:52-1715

# 4 敬老会の助成について(詳細は別途送付)

町では、75歳以上の方を対象に敬老会を実施される部落に対し、補助金を交付 します。

区長さんには大変お世話になりますが、補助金を申請される際は、申請書、実績報告書(領収書添付)等提出していただきますのでよろしくお願いします。

【連絡先】高齢福祉係 電話:52-1706

#### 5 「介護保険出前講座」について

平成27年度から、介護保険出前講座を開催しています。この講座は、広く町民の方に介護保険制度についての理解を深めていただくとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、介護予防の重要性を啓発する目的で、部落・各種団体を対象に開催するものです。希望の部落は下記までご連絡ください。

【連絡先】高齢福祉係 電話:52-1706

#### 6 「介護ボランティア事業」について

25年度から介護予防を目的に「介護ボランティア事業」をスタートさせました。この事業は、町内介護施設や高齢者の自宅で、誰にでも出来る簡単なボランティア活動(話し相手、お茶だし、ごみだし)を実施することにより、実施時間に応じてポイントを貯め、集まったポイント数に応じて「ことうら商品券」と交換する制度です。一人でも多くの方の登録をお待ちしています。

【連絡先】高齢福祉係 電話:52-1706

#### 7 あいサポート運動の普及啓発について

障がいのある方々に対する理解を深めていただくため、鳥取県では「あいサポート運動」を推進しています。

各部落、職場等への出前講座も行っていますので、ご希望の場合は下記にご連絡ください。

【連絡先】障がい福祉係 電話:52-1706

#### 8 認知症サポーター養成講座について

琴浦町では、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう認知症に対する普及 啓発事業として、各部落、職場等での認知症サポーター養成講座を随時行っていま す。

各部落への出前講座を行っていますので、希望の場合は下記までご連絡ください。 【連絡先】地域包括支援センター 電話:52-1525

#### 9 高齢者サークル活動支援事業について

閉じこもりを解消し、高齢者を支えあう地域づくりのため、要援護高齢者を含めた高齢者が身近な地域で参加できるサークル活動(趣味・文化・体育活動)について、活動費をお支払いします。

該当の団体がありましたら、下記へお知らせください。

#### 【対象サークルの条件】

- ・65歳以上の高齢者5人以上で構成されるサークル (ただし、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、要支援・要介護認定者や家に閉じ こもりがちな方など日常に不安を感じておられる高齢者を含むこと)
- ・月に3回以上の活動があること
- ・他の助成金を受けていないこと

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

#### 10 新わくわく琴浦体操の普及啓発について

誰でもどこでも短時間で楽しく覚えやすい内容で取り組むことができる介護予防効果のある体操を普及します。介護ボランティアの一環として体操の普及指導員を養成し、各地域で運動の輪を広げ、健康づくりのお手伝いをします。

各部落でご希望の場合は、下記までご連絡ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

# 11 高齢者の交流拠点の整備(地域カフェ)

琴の浦高等特別支援学校が運営する『ことカフェ』と連携し、地域住民の交流や高齢者の孤独解消等を目的に、旧中井旅館とグループホームはなみで地域カフェを定例開催しています。グループホームはなみのカフェについては、認知症カフェの機能も合わせ持っています。その他の地域でも地域カフェの立ち上げ支援を行いますので、カフェを立ち上げたい地域は、下記までご連絡・ご相談ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

#### 12 地域ケア会議の協力について

高齢者の個別の課題の共通理解と解決のために地域ケア会議を開催しています。 高齢者の状況により、情報提供していただいたり、会議にご出席いただくようお願いしますので、ご協力ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

# 13 赤十字社資募集の協力について

毎年5月は日本赤十字運動月間となっており、5月(4月末配布予定)の区長文書で、社資募集の協力依頼文書を配布させていただきます。

お寄せいただいた社資は全額日本赤十字社に送金し、この社資をもとに、国内外にわたる災害救護活動、血液事業、医療事業、命と健康を守る講習会等の活動が行われます。本町においても、赤十字奉仕団の活動費となり、ひとり暮らし高齢者の慰問や施設、病院でのお手伝いなど地域に密着した活動が行われます。

社資募集の推進と取りまとめは下記のとおりですので、ご協力をお願いいたします。

【納入期限】 平成28年5月31日(火)

【納入場所】 琴浦町役場 福祉課または分庁舎総合窓口係

【連 絡 先】 生活支援係 電話:52-1715

# 【商工観光課】

問合せ先 電話 55-7801(商工係、観光係、地域振興係)

# 1 移住定住促進の事業紹介について~空き家ナビ(空き家情報登録制度)

琴浦町内に存在する空き家(空き家となる予定のものを含む。)に関する情報や、空き家等の利用を希望する人に関する情報を登録し、双方に対して斡旋を行う制度です。空き家等に関する交渉及び売買・賃貸借等の契約については、当事者間で行っていただきます。部落内に居住可能な空き家がありましたら、所有者を通じて商工観光課へご連絡ください。

また、この制度を利用して、町外の方が、当該空き家に生活の本拠として転入された場合、自治会代表者に対して、地域活動への参加に対する支援として、30,000円を交付します。

# 2 琴浦町「予約型乗合タクシー」の運行について

平成28年4月1日より、運行の効率化や環境への配慮のため、町営バス上中村線に代わって「予約型乗合タクシー(デマンドタクシー)」を運行します。利用するには事前予約が必要になりますが、利用料金は変わらず、停留所もこれまでのバス停を利用します。

3 琴浦町営バス及び広域路線バス待合所設置費補助金について(詳細は別途送付)

生活交通手段となるバスの利用を促進し、地域公共交通の維持活性化を図るため、 部落が自主的に取り組むバス待合所の整備に対して、補助金を交付します。補助金 の額は、補助対象経費の全額とします。だだし、上限は60万円です。

# 【農林水産課】

問合せ先 電話 55-7802 (農林水産振興係) 55-7803 (農村整備係)

# 1 「緑の募金」家庭募金の協力について

春期募金期間が3月25日 $\sim$ 5月31日になりました。家庭募金への協力をお願いしております。

また、お寄せいただいた募金の一部は各地区で行われる緑化活動に対し、交付金として交付していますので、希望される場合は、3月末に配布します緑化活動計画書を農林水産課にご提出ください。

# 2 松くい虫防除事業の実施について

春の特別防除(ヘリによる空中散布)を実施します。

赤碕・東伯の両地区を2回に分けて散布します。

散布予定区域 赤碕地区 (太一垣・尾張)

東伯地区(大杉・福永・倉坂)

散布予定日 【1回目】6月上旬 午前5時~午前10時頃まで

【2回目】6月中下旬 同上

詳細はチラシ等でお知らせします。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 3 鮎の投網禁止について

加勢蛇川と勝田川では、6月1日から30日の期間、鮎の投網が禁止されます。 自然を大切にしながら魚と触れ合う絶好の機会ですので、ご理解をお願いします。

# 4 琴浦町農業用水緊急確保支援補助金について

農業用水及び防火用水については、日常の維持管理を関係者で行っていただいていますが、近年、異常気象による河川の増水が原因で取水口に土砂が堆積し、用水の確保が困難となる状況が発生しています。

琴浦町では、農業用水及び防火用水の確保のため、河川内の作業をする際に必要となる重機の経費を支援する制度を町独自で創設しました。

異常気象\*後、河川の取水口に土砂が堆積するなどの支障が生じた場合、速やかに農林水産課までご相談下さい。

\*\*異常気象:降雨量が80mm/日又は20mm/hを越える気象

#### <支援の内容>

補助上限:10万円/井手

対象経費:重機の賃借料、重機の回送料、燃料費

#### 5 多面的機能支払交付金事業(旧農地・水保全管理支払交付金事業)

農業振興地域内の農地や水路等の維持管理・補修、環境美化活動に対して、助成が受けられます。

- ※農地の区域を協定区域として設定し、下記の事業を活動組織で実施することができます。
- ※次のそれぞれの活動の単価に対象農用地面積を乗じて算出した額が組織に交付されます。
  - (1) 農地維持支払

農道・水路の維持管理、遊休農地発生防止等

- ※ 活動組織を編成する必要があります。 (農業者のみでも可)
- ※ 支援単価 田 3,000 円/10a 畑 2,000 円/10a

#### (2) 資源向上支払①(共同活動)

施設の軽微な補修、農村環境保全活動等

- ※ 農業者と自治会組織等による活動組織を編成する必要があります。
- ※ 支援単価 新規地区 田 2,400 円/10a 畑 1,440 円/10a 継続地区 田 1,800 円/10a 畑 1,080 円/10a

#### (3) 資源向上支払②(長寿命化)

施設の長寿命化等(農道・水路の補修、コンクリ水路への更新等)

- ※ 農業者と自治会組織等による活動組織を編成する必要があります。
- ※ 支援単価 田 4,400 円/10a 畑 2,000 円/10a

詳しくは農林水産課へお問い合わせください。

農村整備係 電話 55-7803

# 【建設課】

問合せ先 電話 55-7804 (土木係、維持管理係) 55-7805 (住宅係)

# 1 道路・河川愛護にご協力ください

- (1) 部落周辺の町道・河川等の草刈、側溝の清掃等、部落で清掃日を定めご協力をお願いします。
- (2) 建設課のダンプの申し込みは、使用する月の3ヶ月前から予約を受けます。
- (3) 町道、県道、河川等の破損・陥没・カーブミラーの破損等ありましたら建設課に連絡いただきますようお願いいたします。
- (4) 琴浦町土木施設愛護ボランティア制度の加入について
  - ・部落外の町道及び道路側溝、町管理の公園等の草刈・清掃等が対象
  - ・部落・各団体で登録
  - ・実績報告により、上限5万円を支給

【問合せ先】 土木・維持管理係 55-7804

# 2 街路灯LED設置費用の助成について(詳細は別途送付)

・LEDを新設した部落へ最大で1万円の補助(設置前に協議が必要) 【問合せ先】 土木・維持管理係 55-7804

#### 3 住宅に関する助成制度について

- ・耐震診断(S56.5.31以前に建築された1戸建て木造住宅) 無料
- ・耐震設計・耐震改修は助成制度あり
- ・急傾斜地危険区域内の住居等の建替え、移転の場合は助成制度あり

【問合せ先】 住宅係 55-7805

# 【上下水道課】

問合せ先 電話 55-7806 (上水道係) 55-7807 (下水道係)

#### |1| 上水道事業について

- ・平成28年度布設替等工事について 下水道工事等に伴う水道管布設替工事を昨年度に続き行いますのでご協力 をお願いします。
- ・漏水調査による一時的な断水について 漏水等による無効な水を減少するため、年間を通して漏水調査を夜間に行い ます。一時的に断水 (1~2分程度) となりますがご協力をお願いします。
- ・消火栓の使用について 点検、消火訓練等で消火栓を使用される場合は、事前に届出をお願いします。

# 2 下水道事業について

・平成28年度事業概要について(予定) 下水道の管渠等工事を東伯・赤碕とも昨年度に続き行います。通行規制により工事を行いますのでご迷惑をお掛けいたしますが、ご協力をお願いします。

区分	東伯処理区	赤碕処理区	
管渠工事区域	八橋1区(いない前)、田越 3区(消防署)、4区(八橋小) 5区(部落中)、釛、八橋踏切	出上、緑、別所、国主、上赤碕	
マンホールホ。ンフ。	八橋、田越	上赤碕、仲之町	
詳細設計		太一垣、佐崎、水口、大石	
管路調査	立石団地		

・下水道の接続促進について

宅内排水設備工事に対する融資制度(貸付額10万円~80万円、年利1%など条件があります)を設けておりますのでご利用ください。

- ・下水道使用料について
  - 一般家庭の下水道使用料は住民基本台帳の人数で算定します。

実際の使用人数が異なる場合は長期不在等届出書により調整していますの で届出書を提出ください。

・下水道の適切な使用について

最近、タオルなどがポンプにからまる事例がありました。

管のつまりやポンプの故障の原因となり、ポンプが故障した場合は使用が制限されますので、水に溶けないものは流さないようにお願いします。

# 【農業委員会事務局】

問合せ先 電話 55-7809 (農地係、農政係)

#### 1 農業委員会総会について

農業委員会では、毎月10日に定例総会を開催しています。(10日が土・日曜日、祝日の時は前日)

農地の貸借、売買、転用等の許可が必要な方は、毎月25日(土・日曜日、祝日の時は前日)までに、申請書を農業委員会へ提出いただきますようお願いします。 なお、農地を農地以外(住宅、駐車場、資材置場、山林等)の目的に利用される 場合は、事前に転用許可が必要です。許可がないまま転用されると罰則が科せら

# 2 農家相談日の開設について

れますのでご注意ください。

農地の売買、貸借、遊休農地、農地転用など、農家のみなさんがかかえる様々な問題について相談に応じます。農地に関する相談をご希望の際は、土地の所在がわかるものをご持参ください。

開設日毎月第1火曜日(土・日曜日、祝日の時は翌日) 午前9時~正午(受付は午前11時30分まで)

開設場所 分庁舎3階農業委員会事務局

相談員 農業委員2名

# 【教育総務課】

# 問合せ先 電話 52-1160 (庶務係、学務係、指導係)

町内小中学校では「ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成」を共通 テーマとし、家庭や地域と一緒になって、子どもたちを見守り育てる「こと うら教育」を推進します。

# 1 地域と連携した子育で活動を展開します。

運動会、学校公開、ふるさと学習活動など、地域のみなさんの協力をお願いしながらふるさとに心寄せる教育活動を展開します。

# 【社会教育課】

問合せ先 電話 52-1161 (生涯学習係、学芸文化係、社会体育係)

52-1115 (図書館本館)

55-7547 (図書館分館)

町民一人一人が生涯を通じて「学びあい・高めあう『幸せ』感じるまちづくり」をめざし、いつでも・どこでも・誰とでも学びあい、高めあう生涯学習を推進します。

#### 1 地域安全パトロール隊の推進

地域の安全を守るため、「地域安全パトロール隊」を結成し取り組んでいます。

子ども達の安全確保にむけて地域全体で子ども達を見守っていただくととも に、その活動を通して女性や高齢者にも安全で安心できる町づくりを目指して います。

日頃からのあいさつや、声かけに心がけ、心と心が繋がり、顔と顔の見える 地域づくりにご協力をお願いします。

なお、この活動にご協力いただける方は、教育委員会または各地区公民館に 申込みをお願いします。

#### 2 10秒の愛キャンペーンの推進

「10秒の愛」とは、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいについて、10秒だけでも子どもと真剣に向き合おうという「子育ての合言葉」です。教育委員会では、保育園、幼稚園、小学校、中学校や保護者会、青少年健全育成協議会等と連携を密にとり、フォーラムを開催するなどキャンペーンを推進しています。

本年度も継続して事業に取り組みますので地域での子ども達への「あいさつ」などの声かけのご協力をお願いします。

# 3 公民館活動の推進

各地区公民館では、地域の実情に合わせて、地域が元気になる、地域の特色を生かした各種学習事業に取り組んでいます。

引き続き、公民館行事(町民運動会、公民館祭、各種大会・教室等)にご協力をお願いします。

#### 4 男女共同参画の推進について

女性も男性も、誰もが性別にかかわりなく、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて啓発に取り組んでいます。

6月の男女共同参画週間の前後には各地区公民館等で男女共同参画講演会など を開催します。これら啓発事業への参加推進にご協力お願いいたします。

# 5 社会教育の主な事業について

(1) 第62回東伯郡民体育大会 (主会場:琴浦町)

期日 7月 3日(日)・10日(日)(予定)

16日(土)・17日(日)

(2) 琴浦町文化祭

期日 11月4日(金)~6日(日)

会場 まなびタウンとうはく

(4) 各地区町民運動会

期日 9月25日(日)安田、以西

期日 10月2日(日)八橋、浦安、下郷、上郷、古布庄、赤碕、成美

(5) 各地区公民館祭

期日 11月12日(土)~13日(日)下郷、古布庄

期日 11月13日(日) 八橋、浦安

期日 11月20日(日) 上郷

期日 2月 5日(日) 赤碕、以西

期日 2月12日(日) 安田、成美

#### 6 図書館の利用について

(1) 町内の図書館を利用される時は「図書カード」が必要です。図書カードを持っておられない方は図書館(本館・分館)または、移動図書館車にて交付申請をお願いします。(即日交付)

開館時間 火曜日~木曜日・土曜日 9:30~18:00

金曜日 (本館) 9:30~19:30

(分館) 9:30~18:00

日曜日・祝日 9:30~17:00

休館日 月曜日、毎月第4水曜日(資料整理日)、年末年始、特別整理期間

- (2) 移動図書館車は、町内部落・各学校・施設等の44ステーションを巡回していますので、町民の皆さんの利用をお願いします。なお、巡回日程は、毎月町報に掲載しています。
- (3) 本のリクエスト・予約もできますので、ご利用ください。

# 【人権・同和教育課】

#### 問合せ先 電話 52-1162(人権・同和教育係、同和対策係)

「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、誰もが安心して暮らせる人権尊重社会の実現にむけて、人権・同和教育を推進します。

#### 1 人権擁護委員による人権相談について

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域のみなさんの人権が尊重されるように、人権に関する相談や、人権に関心をもっていただくための啓発活動を行っています。

女性、子ども、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブル等、身近なことで困っている方はおられませんか。おられましたら、人権相談のご利用を勧めてください。

毎月、地区公民館等で人権相談窓口を開設し、相談に応じています。

- ・ 毎月の第2・4金曜日に開設しています。詳しくは町報をご覧ください。
- ・ 難しい手続はなく、無料で相談できます。
- ご相談の内容については、秘密を厳守します。
- ・ ご相談の内容が人権侵犯に当たると考えられる場合には、事案に応じて法 務局の調査や救済の手続きに移行することもあります。

# 2 人権に関する啓発月間及び啓発週間の取組について

- (1) 鳥取県部落解放月間
  - ① 期間 7月10日(日)~8月9日(火)
  - ② 期間中の主な取組
    - ・ 第41回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の開催 期日 8月5日(金) 会場 米子コンベンションセンター 他
    - ・ 琴浦町人権フェスティバルの開催 (期日等未定)
- (2)人権週間、琴浦町部落解放週間
  - ① 期間 12月4日(日)~10日(土)
  - ② 期間中の主な取組
    - 街頭啓発
    - ・ 人権・同和教育講演会の開催 (期日等未定)

啓発期間以外にも、各文化センターやまなびタウン等で、人権に関する講演会 やイベントを開催しています。

区長さんにおかれましては、住民のみなさんへの参加の呼びかけや、ご自身の ご参加等、ご協力いただきますようお願いいたします。

# 【議会事務局】

問合せ先 電話 52-1710

# 1 議会報告会と意見交換会の開催について

議会基本条例に基づき、議会主催の「議会報告会」と「意見交換会」 を開催します。各部落または団体から要望があれば出かけていきますの で、ご連絡ください。

# 【町社会福祉協議会】

#### 問合せ先 電話 52-3600

#### 1 福祉委員の活動について

- ・地域福祉活動の推進、地域での困りごとや相談、見守り活動をお願いします。 民生委員・愛の輪協力員・福祉関係機関等との連携や協力をお願いします。
- ・福祉関係者の研修として琴浦町福祉大会を開催しますので参加をお願いします。 内容は、表彰、講演、実践発表等を行います。(平成28年2月予定)
- ・福祉連絡会の設置(集落単位) 集落における福祉課題について、福祉関係者が情報の交換や住民の自立した生活 を支える仕組みについて検討する会です。(1回実施ごとに500円助成)

# 2 福祉委員・愛の輪協力員の推薦について

福祉委員・愛の輪協力員の任期を2年(平成28年・平成29年)とし専任でお願いしています。

#### 3 福祉座談会について

・集落へ出向き社会福祉協議会の事業やサービスについて説明を行い、福祉に関する意見交換を行いますのでお申込みください。

#### 4 地域福祉活動について

- ・いきいきサロン 1回実施ごとに 1,000 円助成(上限 25,000 円) 実施期間 平成 28年4月1日~平成 29年3月31日(年6回以上) 取りまとめ 3月
- ・地域支え合い活動支援事業(除雪等支援活動)1回実施ごとに2,000円助成 (上限10,000円とし助成期間は継続して3年間) 取りまとめ 12月

#### |5| 広報紙の配布について

- ・社協の情報をお届けする広報紙「福祉だより」を年 $4回(4 \cdot 7 \cdot 10 \cdot 1月)$ 発行します。
- ・発行前月末に区長さん宅にお届けしますので、各戸に配布していただきますよう お願いします。

#### 6 ホームページについて

・ホームページを開設し地域福祉活動、福祉サービス、ボランティア活動など掲載 しています。また、各種申請書をダウンロードして使用できます。

#### 7 「わが町支え愛事業」について

- ・防災福祉マップ作成など集落の取り組みを支援します。(要援護者の救援対策)
- ・取り組み集落は10万円を上限に助成します。(5月に案内します。)

# 8 社会福祉協議会の会費について

- ・地域福祉の推進を目的とする事業の財源となる会費のとりまとめについてご協力をお願いいたします。
  - 一般会費は6月に一世帯当り1,000円のご協力をお願いします。

# 9 赤い羽根共同募金について

・赤い羽根共同募金は、10月1日から始まります。

琴浦町共同募金委員会の目標達成に向けて募金活動を行います。戸別募金の一世 帯当りの目安額として700円のご協力をお願いします。

また、町内各店舗前で小中学校の児童・生徒、ガールスカウト等に協力をいただき街頭募金を行います。

# 10 歳末たすけあい募金について

・歳末たすけあい運動は、12月1日から募金活動を行います。戸別募金の一世帯 当りの目安額として500円のご協力をお願いします。

また、共同募金運営委員、社協役員が町内外の事業所に募金のお願いに伺います。



琴浦町では、人口減対策への取り組みを町内外に広めるためのロゴを作成しました。 琴浦町の特産である牛とまねきねこをかけ合わせ、琴浦に来てほしい、住んでほしい という思いをこめました。「コトウライフ」とは"コトウラ"と"ライフ (暮らし)" を合わせたオリジナルの言葉です。